

APIR Discussion Paper Series No.26

2012/3

東日本大震災以降の寄付金控除の拡充の検証：
「東日本大震災に際しての寄付アンケート」
に基づく実証分析

山本 周吾

一般財団法人アジア太平洋研究所 研究員

本稿の内容は全て執筆者の責任により執筆されたものであり、(財)アジア太平洋研究所の公式見解を示すものではない。

東日本大震災以降の寄付金控除の拡充政策の検証

- 「東日本大震災に際しての寄付アンケート」の調査結果に基づく実証分析¹

山本 周吾²

一般財団法人アジア太平洋研究所 研究員

【要旨】

本稿は、寄付金控除と、東日本大震災を契機とした翌4月の寄付控除の拡充(上限の引上げ)が東日本大震災の寄付行動に及ぼした影響について、アンケート調査を基に検証したものである。その結果、東日本大震災のような非常時において、寄付金控除と震災直後の4月の寄付控除の拡充は寄付を促進させなかったことを明らかにした。したがって、4月の寄付控除の拡充という寄付の促進政策がなくても、東日本大震災時の寄付行動は影響を受けなかったと考えられる。税収を減少させるという意味で4月の拡充政策は不必要な政策であったと言えよう。

JEL Classification :

Keywords : 寄付金、所得控除、東日本大震災

¹ 本稿の作成にあたっては、財団法人関西社会経済研究所(現 一般財団法人アジア太平洋研究所)「税財政研究会(2011年度)」において、橋本恭之先生(関西大学教授)、上村敏之先生(関西学院大学)、日高政浩先生(大阪学院大学教授)、鈴木善充(大阪大学大学院特任助教)、入江啓彰(近畿大学助教)をはじめとするメンバーから貴重な助言を頂いた。ここに記して感謝したい。

² E-mail: contact@apir.or.jp

1. はじめに

2011年3月11日の東日本大震災以降、寄付に強い関心が集まり、4月に税制改正が行われて寄付金控除が拡充された。アジア太平洋研究所(旧 関西社会経済研究所)では、寄付金控除とその拡充の政策効果を検証するためにアンケート調査を実施した。本稿はその調査結果をまとめて、寄付税制とその改正の政策効果を評価したものである。

わが国では、20年にわたる長期の景気と経済の低迷によって国民の所得が伸びず、所得の低い貧困者が急増している。さらに、国や地方自治体の財政は悪化しており、弱者を救済する余力は乏しく、セーフティネットの機能が低下してきている。そこで、市民が自ら参加できる形で社会貢献活動を行い、公共サービスを提供する必要がでてきた。これは「新しい公共³」とも呼ばれ、寄付はその有力な手段である。

わが国は欧米に比べて寄付文化が根付いていないと言われているが、東日本大震災を機に寄付への関心は高まっており、これを後押しするために制度面での改正も行われた。そこで本稿では、寄付金控除と、震災直後の4月の寄付金控除の拡充が東日本大震災時の寄付行動に及ぼした影響をアンケート調査(「東日本大震災に際しての寄付アンケート」)を実施して分析した。そして、本稿は東日本大震災以降の寄付行動の概要、4月の寄付金控除とその拡充が東日本大震災時の寄付行動に及ぼした効果、の2点を明らかにしたものである。特に、⁴では、アンケート調査を集計して定性的に政策効果を評価し、さらに、アンケート調査によって得られたデータを基に実証分析を行い、政策効果を定量的に評価した。

本稿の構成は以下の通りである。2節で日本の寄付制度の現状と変遷、及び寄付行動のこれまでの推移を整理して、3節でアンケート調査を基に東日本大震災時の寄付行動を明らかにする。4節ではアンケート調査、5節では実証分析を基に、寄付控除制度と東日本大震災を契機とした翌4月の拡充政策が東日本大震災時の寄付行動に及ぼした政策効果を明らかにする。そして、最後の6節で結論を述べる。なお、本稿末にアンケート調査票を掲載している。

2. 寄付制度の現状と変遷と寄付行動

ここでは、個人が行った寄付に焦点を当てて、寄付制度の現状と変遷、及び実際の寄付行動の推移について見ていく。なお、本節は山藤(2010)に大きく依拠している。

個人がおこなった寄付については「特定寄付金⁴」に該当する場合のみにおいて、所得税の計算に当たって所得金額から控除され、税の軽減が受けられる。特定寄付金を支出した場合、寄付金額と所得金額の40%のいずれか低い方の金額から2,000円を引いた額を、税率を乗じる前の所得金額から控除で

³ 「新しい公共」とは、これまで国や自治体が担ってきた教育、医療、福祉、まちづくりといった分野に市民やNPOが参加し、社会全体で支え合うという考え方である。

⁴ 特定寄付金とは、「国または地方公共団体に対する寄付金」、「指定寄付金」、「特定公益増進法人への寄付金」、「認定特定非営利活動法人(認定NPO法人)に対する寄付金」である。

きる(所得控除方式)。すなわち、2,000 円以上の寄付をしなければ寄付金控除の適用を受けることができないのである。さらに、控除対象となる寄付金の上限は、所得金額の 40%であり、上限を超過した分の繰越はできない。しかし、2011 年 3 月の東日本大震災以降、寄付を促進するために寄付税制が改正されて、所得控除の限度額が 40%から 80%と上限が引き上げられた。さらに、東日本大震災の被災者支援活動を行う認定 NPO 法人に対する寄付金について、税制上の優遇措置の適用を受けることができるようになった。

戦後日本の寄付税制の変遷をまとめると以下の表 1 の通りである。戦後の日本において、初めて個人の寄付控除が設けられたのは、1962 年度税制改正においてである。これによって、国または地方公共団体への寄付金、指定寄付金、試験研究所法人等(現在の特定公益増進法人)への寄付金について、特定寄付金として寄付金額の 20%の税額控除が認められることとなった。その後は控除の上限を引き上げるとともに、適用下限を引き下げることによって、一貫して条件を緩和してきたと言える。なお、現行の所得控除方式への転換は 1967 年度税制改正で実施された。1976 年に政治活動に関する寄付金が控除対象に追加されて以降、しばらく寄付税制に大きな改正はなかったが、1998 年に NPO 法人制度が創設されると、再び制度の拡充の動きが始まった。2001 年に認定 NPO 法人制度が創設され、2005 年度改正で所得金額の 25%から 30%に、2007 年度改正で 40%に引き上げられた。一方、寄付金控除の適用下限額は 2006 年度改正で 1 万円から 5,000 円に、2010 年度改正で 2,000 円に引き下げられた。

表 1 寄付金控除制度の変遷

	控除となる寄付金	控除方式	控除の上限	適用下限
1962年	特定寄付金	寄付金額の20%を税額控除	所得金額の10%	所得金額の3%、または30万円のうち低い方
1964年	・国または地方公共団体への寄付金	寄付金額の20%を税額控除 30%を税額控除	” 20%	
1966年			” 30%	
1967年	・試験研究法人等への寄付金	寄付金額を所得控除	” 15%	所得金額の3%、または20万円のうち低い方
1968年			” 25%	所得金額の3%、または10万円のうち低い方
1973年				1万円
1974年				
1976年	(追加) ・政治活動に関する寄付金			
1987年	(追加) ・一定の特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭			
1988年	・特定公益増進法人			
2001年	(追加)		” 30%	5,000円
2005年	・認定NPO法人への寄付金			
2006年				
2007年			” 40%	2,000円
2010年				
2011年			” 80%	

注記：加藤(2010)を基に作成。

以上のように日本の寄付税制は寄付金が優遇される方向へと改正されているが、これを受けて実際の個人の寄付行動はどのように推移したのだろうか。次に、個人寄付の推移を国税庁の『申告所得税標本調査』の「所得控除表」を基に見ていこう。この統計は確定申告を行った納税者について寄付金控除の適用人数と適用額が載っており、日本における個人寄付の総額を推し量るひとつの手段となっている。図1によれば、阪神・淡路大震災のあった1995年の数値が突出しているのを除けば、2000年頃まで個人寄付の総額は概ね300～350億円程度で推移していた。その後、2001年～2005年にかけて低迷し、現在は再び1990年代の水準に回復している動きが見られるが、景気の後退を反映して2009年は落ち込んでいる。

一方で、寄付金控除の適用者数を見ると、1990年代に10万円を少し超える水準で推移していたが、2000年代になると上昇傾向を示し、2009年にはほぼ倍の20万人に達している。控除の適用人数は、2001年に認定NPO法人制度が創設されて以降の寄付税制の拡充と歩調を合わせるように、上昇傾向となっている。ただし、寄付は景気後退に強く影響されるために、寄付税制の政策効果を評価するためには、所得(景気動向)等の様々な要因を調整して分析を行う必要がある。

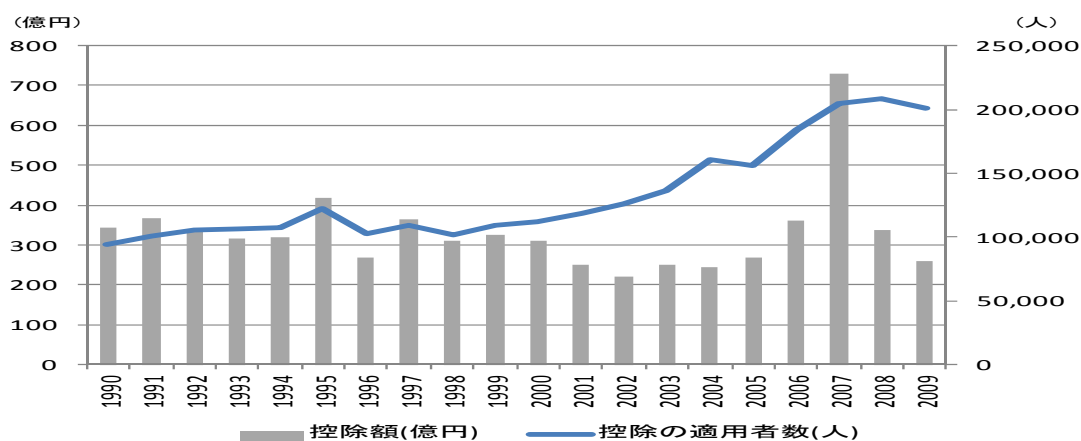


図1 寄付金控除の控除額と適用人数の推移

3. 東日本大震災以降の寄付行動：アンケート調査に基づく分析

ここでは、「東日本大震災に際しての寄付アンケート」の調査結果を基に、東日本大震災の寄付行動を明らかにする。このアンケートは震災から3ヵ月後の2011年6月9日に実施され、調査対象は全国20歳～79歳の男女1,000名(割付は、住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(2010年3月31))である。調査方法はインターネット・アンケートで有効回答数は998人であった⁵。

⁵ アンケート調査は楽天リサーチに委託した。具体的なアンケート項目は本稿末を参照されたい。

3.1 今回の東日本大震災の寄付の概要

3節では本アンケート調査より、東日本大震災以降の寄付行動の特徴や概要について整理する。

以下の表2は、今回の調査の寄付の総額、平均値、中央値である。調査時点は6月であるので、震災から3ヵ月間の合計額となっている。なお、「全体(998人)」には寄付支出を行わなかった回答者が含まれており、「支払者(792人)」は寄付支出を行わなかった回答者を除いている。表より、寄付金総額は9,424,189円であり、全体の平均(1人当たり)寄付支出額は9,443円、中央値は2,000円であり、分布に大きな偏りが見られる。次に、支払者に限定すると平均(1人当たり)寄付支出額は11,899円、中央値は3,000円であり、こちらも分布に大きな偏りが見られる。

表2 東日本大震災時の寄付金総額、一人当たり寄付支出額の平均値・中央値

寄付金総額(998人)	¥9,424,189
全体(998人)平均	¥9,443
全体(998人)中央値	¥2,000
支払者(792人)平均	¥11,899
支払者(792人)中央値	¥3,000

注記：支払者は全体から寄付支出を行わなかった回答者を除いたものである。

以下の表3には1人当たり寄付支出の階級別の頻度(人数)が記されている。なお、表を見やすくするために、各階級の幅は等しくない点に注意が必要である。表より、(1人当たり)寄付支出額が1,000円から4,999円の階級の人数が190人と、全体の19.0%を占めている。(1人当たり)寄付支出額が1,000円以上9,999円以下の階級の人数は454人と、全体の45.4%を占めている。5,000円以上の高額な寄付支出を行った人数は339人と、全体の33.9%を占めている。なお、小額の寄付支出を行った1円以上999円以下の階級の人数は109人と、全体の10.9%である。

表3 東日本大震災時の寄付支出の階級別の人数

寄付支出額	頻度	割合
¥0	206	20.6%
¥1-499	53	5.3%
¥500-999	56	5.6%
¥1,000-1,999	154	15.4%
¥2,000-4,999	190	19.0%
¥5,000-9,999	110	11.0%
¥10,000-49,999	201	20.1%
¥50,000-99,999	15	1.5%
¥100,000-499,999	11	1.1%
¥500,000-	2	0.2%

以下の図2には、世帯所得階層別の1人当り寄付支出額が示されており、寄付支出額は世帯所得に比例はしているものの、世帯所得が1,000万円を超えると1人当り寄付支出が急増することが示されている。この傾向は、本アンケート調査以外にも寄付白書(2010)にも同様に示されており、寄付支出を所得別で見ると1,000万円が大きな境界となっている。

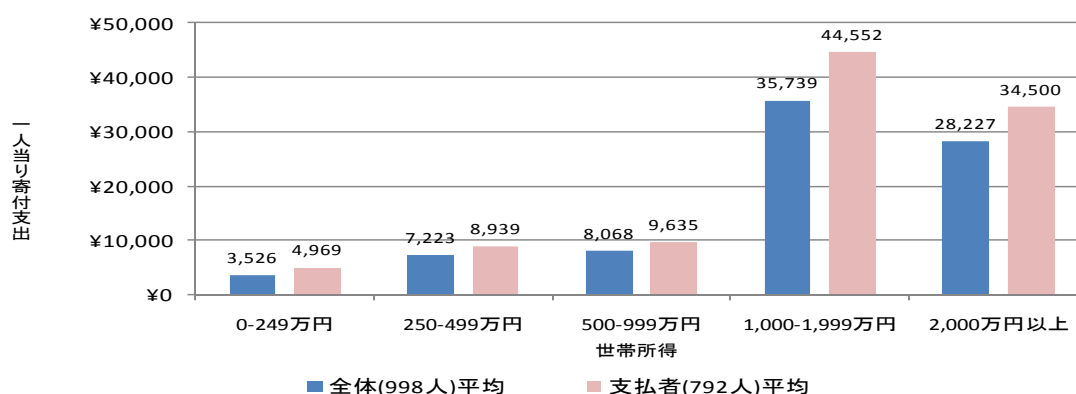
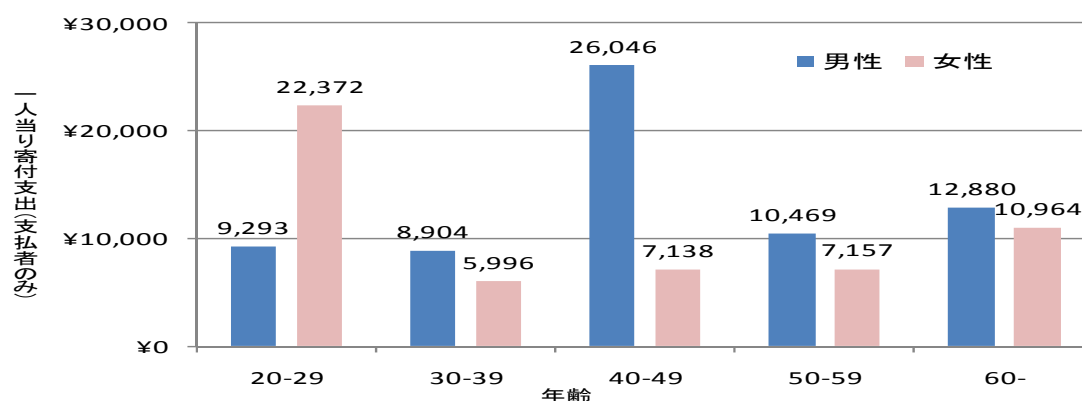


図2 東日本大震災時の所得別の一人当たり寄付支出額

以下の図3より、1人当り寄付支出額を世代・性別で見ると、20代女性と40代男性が突出している。また、子供がおり育児等で出費がかさむと想定される30代の男女の1人当り寄付支出は少ない。



注記：寄付支出を行わなかった回答者を除いている

図3 東日本大震災時の所得別の年齢・性別の一人当たり寄付支出額

寄付金の種類は大別して「義援金(控えあり)」、「控えがない寄付」、「支援金(控えあり)」、「ふるさと納税」の4種類があるが⁶、それぞれのシェアを合計金額別で示したものが以下の図4である。図に

⁶ 「義援金」は被災者に直接お金を渡し、「支援金」は被災者を支えるボランティアグループやNPOの活動を支えるためのお金である。「ふるさと納税」は自分が住む自治体に納める税金の一部を他の自治体(被災地)に寄付することである。

よると、「義援金(控えあり)」が全体の65%と大部分を占めている。控えのある義援金は相対的に高額であり、寄付金控除の対象となるので、寄付金控除の政策の影響を受けやすい。よって、この図は税制政策によって寄付金の合計金額に影響を及ぼす可能性を示唆している。

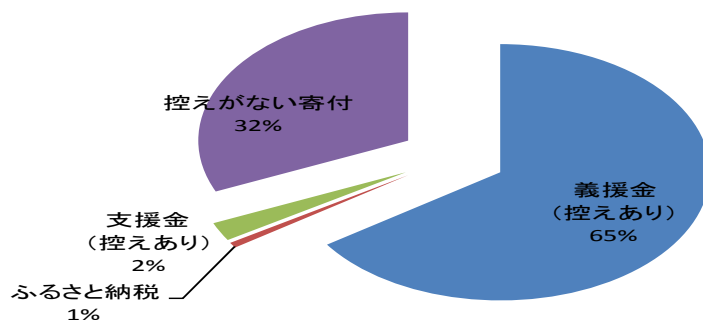


図4 東日本大震災時の寄付金の種類別シェア(合計金額)

以下の図5に、件数別に見た場合の「義援金(控えあり)」、「控えがない寄付」、「支援金(控えあり)」、「ふるさと納税」のシェアが示されている。合計金額とは異なり、件数で見ると「控えがない寄付」のシェアが52%と大部分を占めており、「義援金(控えあり)」が39%と、これに続いている。これは、「控えがない寄付」の1人当りの寄付支出額が小さく、「義援金(控えあり)」の1人当り寄付支出額が高いことを示している。

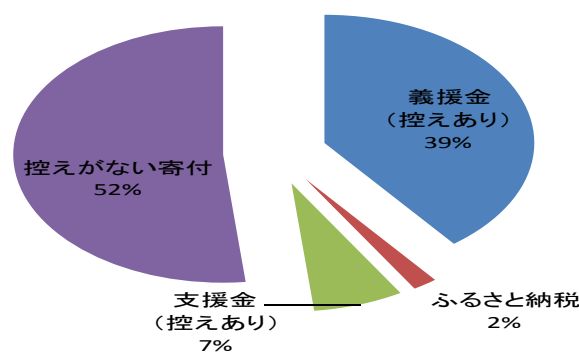


図5 東日本大震災時の寄付金の種類別シェア(合計金額)

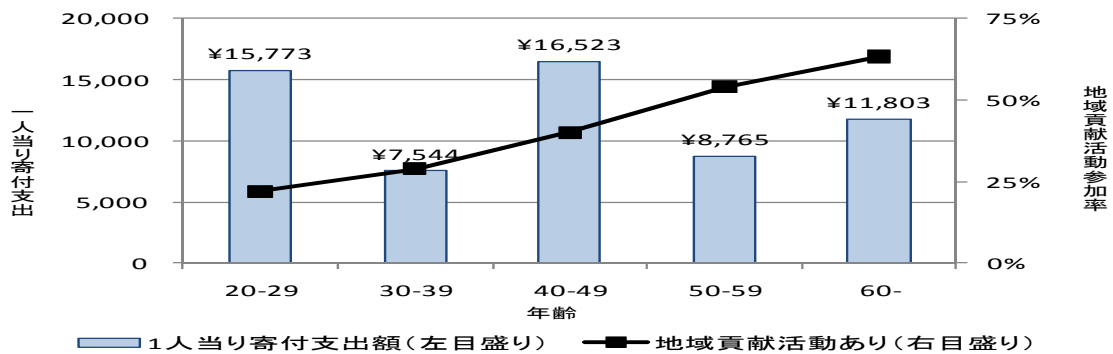
以下の表4を用いて小口(1万円未満)と大口(1万円以上)の寄付を比較すると、大口寄付の件数は少ない(28.9%)が、総額に占めるシェアが大き(85.0%)、図4・5と整合的である。すなわち、寄付の合計金額を増やすためには小口ではなく、大口の寄付を増やす必要があり、その意味でも寄付税制が果たす役割は大きいと言えよう。

表4 東日本大震災時の小口寄付と大口寄付の比較

	件数(割合)	総額(割合)	一人当り寄付支出
小口寄付(1万円未満)	563件(71.1%)	¥1,413,293(15.0%)	¥2,510
大口寄付(1万円以上)	229件(28.9%)	¥8,010,896(85.0%)	¥34,982

注記：寄付支出を行わなかった回答者を除いている。

以下の図6には、世代別の1人当り寄付支出と地域貢献活動参加率が示されている。これより、子育て等で余裕のない30代を除くと、現役世代は1人当り寄付支出が多く、一方で、年齢が高いほど地域貢献活動の参加率が上昇することが示されている。すなわち、所得はあるが時間のない現役世代は寄付を行い、所得は少ないが時間のある老人世代は社会貢献活動を行っており、「新しい公共」の一端が窺える。



注記：地域貢献とは自治会・町内活動であり、寄付支出を行わなかった回答者を除いている。

図6 東日本大震災時の世代別の1人当り寄付支出と地域貢献活動参加率

最後に、参考として今回の調査の世帯所得分布について以下の図7より見ていこう。平均世帯所得は503.6万円であり、中央値は400万円である。また、251万円以上499万円未満が全体の38%を占め、最も大きなシェアを占めていることが分かる。なお、総務省の平成22年の『国民生活基礎調査』によると、1世帯当りの平均所得は549.6万円であり、本アンケート調査と概ね整合的である。

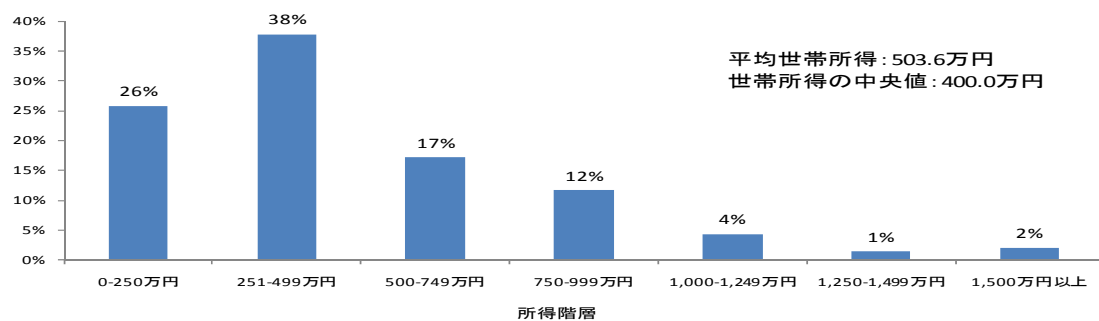


図7 今回の調査の世帯所得分布

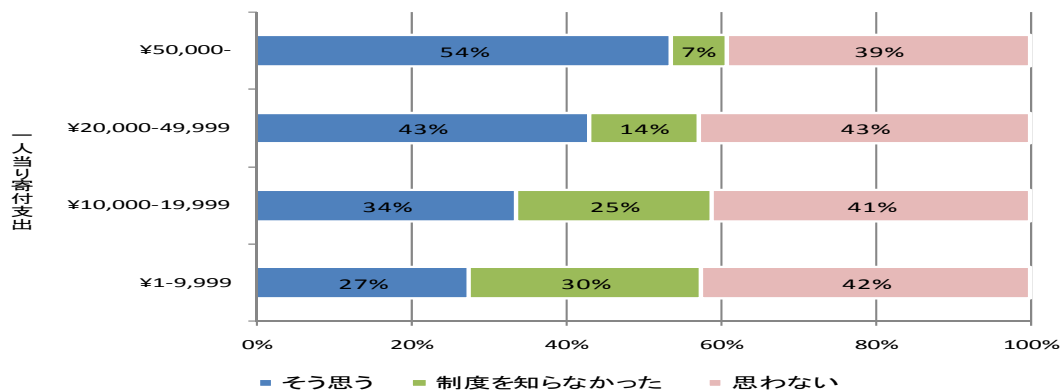
4. 寄付金控除制度と東日本大震災以降の寄付行動：アンケート調査に基づく分析

4.1 寄付金控除に対する人々の意識

4.1節では、アンケート調査より、寄付金控除に対する人々の意識について明らかにする。ここでは、寄付金控除の制度全般を対象としており、東日本大震災を契機とした翌4月の寄付金控除の拡充については次節で取り扱う。

アンケート調査では「確定申告をして所得税や住民税の優遇措置を受けたいか」という設問(Q9-8)を設けて、寄付金控除全般に対する意識を尋ねている。その結果、「そう思う」の回答は37.9%、「思わない」は44.7%、「制度を知らなかった」は17.4%であった。すなわち、税の優遇措置を受けない、とする回答が最も多かったのである。しかし、回答者の属性別で回答が大きく異なると考えられるので、以下では1人当たり寄付支出と所得階層の関係について見ていく。

まず、以下の図8は、1人当たり寄付支出の金額の階級別に、「確定申告をして所得税や住民税の優遇措置を受けたいか」の回答（「そう思う」、「思わない」、「制度を知らなかった」）が記されている。図より、1人当たり寄付支出が高い回答者ほど、「そう思う」と回答している。すなわち、高額寄付支出者ほど税の優遇措置を受けたがっていると言える。さらに、1人当たり寄付支出が高い回答者ほど、「制度を知らなかった」との回答が減少し、高額寄付者ほど制度への理解が高いことが伺える。一方で、「思わない」との回答は1人当たり寄付支出に依存していない。以上より、高額寄付者は潜在的に税の優遇措置を受けたく、税の優遇税制への理解度が高いことが読み取れる。



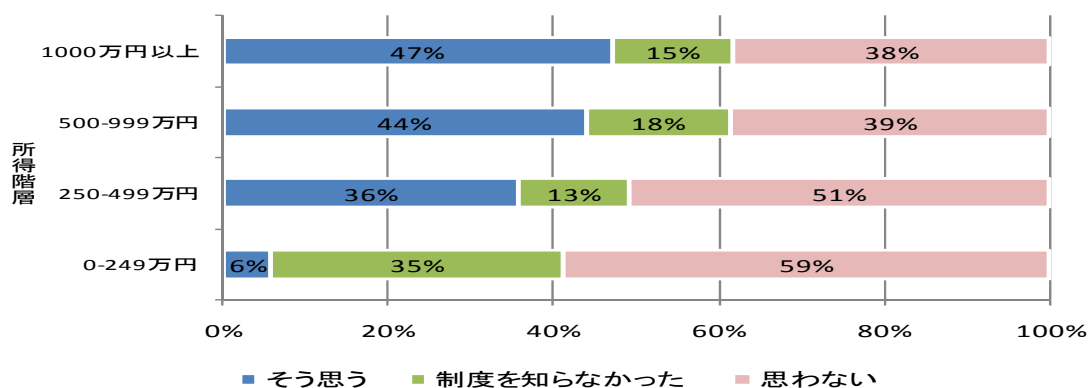
注記：寄付支出を行わなかった回答者を除いている。

図8 1人当たり寄付支出別の「確定申告をして所得税や住民税の優遇措置を受けたいか」の回答

次に、以下の図9より、所得階層別に「確定申告をして所得税や住民税の優遇措置を受けたいか」の回答（「そう思う」、「思わない」、「制度を知らなかった」）を見ていこう。図より、所得階層が高いほど「そう思う」との回答が増加し、「思わない」との回答が減少している。これは、高所得者ほど寄

付金控除を利用して税の優遇措置を受けたいことを示している。なお、「制度を知らなかった」は、所得階層が0以上249万円以下の低所得者層は35%と高いが、所得がそれ以上に増大すると10%台に急減する。すなわち、ある一定の所得水準(250万円)を越えると、制度に対する認知度が急増する。

4.1節を整理すると、高額寄付者と高所得者ほど寄付支出において、税の優遇措置を受けたがり、税制への認知度が高くなることが示された。



注記：「領収書があり、かつ、1万円以上」の寄付を行った回答者に限定している。

図9 所得階層別の「確定申告をして所得税や住民税の優遇措置を受けたいか」の回答

4.2 寄付金控除と4月の寄付金控除の拡充の効果

東日本大震災以降に寄付を促進させるために4月に寄付金控除が拡充された。4.2節では、アンケート調査を基に寄付控除と、4月の拡充が東日本大震災時の寄付行動に及ぼした政策効果を明らかにする。

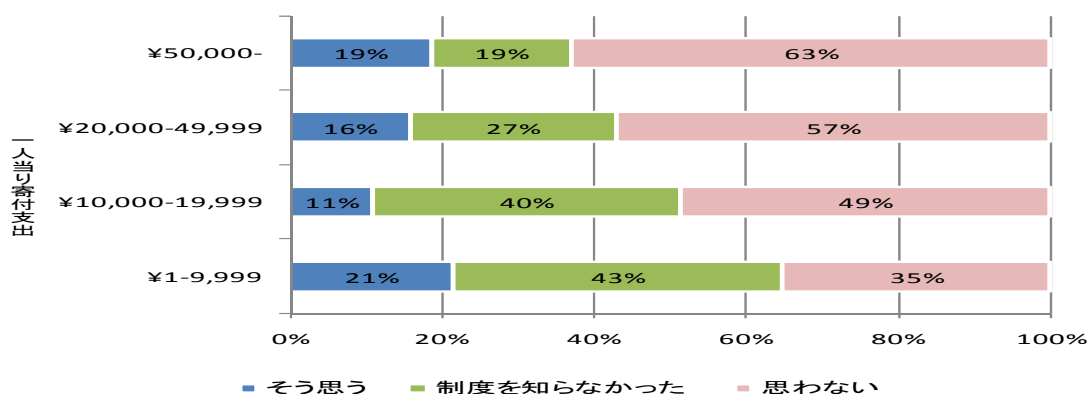
まず、寄付金控除の制度全般について見て行こう。以下の表5より、寄付支出を行った回答者に限定した場合、「寄付金控除制度が、東日本大震災の寄付の誘因になった」という質問に対して、「そう思う」の回答は19.1%、「思わない」が40.4%、「制度を知らなかった」が40.5%となっている。つまり、今回のような大災害時では、約80%もの大多数の人が寄付金控除に関係なく寄付を行った。これは、寄付金控除が東日本大震災時の寄付行動に及ぼした影響が大きくなかったことを示している。さらに、制度を知らない回答者も多く、東日本大震災時では寄付控除が果たした役割は小さかったと言えよう。

表5 寄付金控除の認知度とその効果に関する質問の回答

	そう思う	思わない	制度を知らなかった
寄付金控除制度が、東日本大震災の寄付の誘因になった	19.1%	40.4%	40.5%

注記：寄付支出をおこなわなかった回答者を除いている。

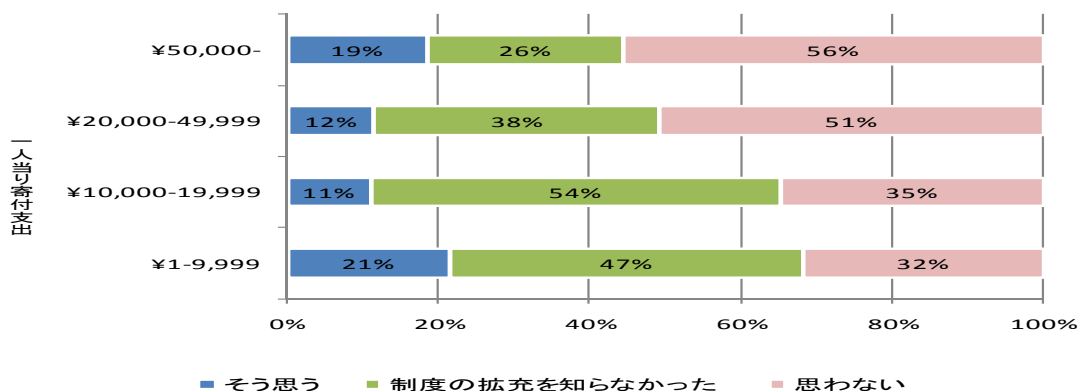
次に、前述の「寄付金控除制度が、東日本大震災の寄付の誘因になった」の質問の回答(「そう思う」、「思わない」、「制度を知らなかった」)を1人当たり寄付支出額別で見えていく。以下の図10より、「思わない」との回答は1人当たり寄付支出が¥50,000以上の高額寄付者では63%であるが、1人当たり寄付支出額が減少するにつれて57%、49%、35%と減少している。これは、東日本大震災の寄付において、高額寄付者ほど寄付控除制度が寄付の誘因になっていないことを示している。また、「制度を知らなかった」との回答は1人当たり寄付支出が¥50,000以上の高額寄付者では19%であるが、1人当たり寄付支出額が減少するにつれて27%、40%、43%と増加している。つまり、高額寄付者ほど寄付金控除制度を認知している。すなわち、高額寄付者ほど寄付控除制度を認知しているにも関わらず、それが東日本大震災の寄付の誘因になっていない。以上より、今回のような大災害時では、高額寄付者において寄付金控除の有無に関係なく寄付した人が大多数であると言える。



注記：寄付支出を行わなかった回答者を除いている。

図10 1人当たり寄付支出別の「寄付金控除制度が、東日本大震災の寄付の誘因になったか」の回答

最後に、東日本大震災以降の寄付金控除の4月の拡充に焦点を当てる。「寄付金控除の今年4月の拡充が、東日本大震災の誘因になったか」の質問を、上と同様に1人当たり寄付支出額別で見えていく。以下の図11より、1人当たり寄付支出が¥50,000以上の高額寄付者では「思わない」との回答は56%であるが、1人当たり寄付支出額が減少するにつれて51%、35%、32%と減少している。これは、東日本大震災の寄付において、高額寄付者ほど寄付控除制度の4月の拡充が寄付の誘因となっていないことを示している。また、「制度を知らなかった」の回答は1人当たり寄付支出が¥50,000以上の高額寄付者では26%であるが、1人当たり寄付支出額が減少するにつれて38%、54%、47%と増加する傾向にある。これは、高額寄付者ほど寄付金控除の4月の拡充を認知していることを示している。以上より、今回のような大災害時では、特に高額寄付者において、寄付金控除の4月の拡充を認知しているものの、それが寄付の誘因になっていないことを示している。



注記：寄付支出を行わなかった回答者を除いている。

図11 一人当り寄付支出別の「寄付金控除の今年4月の拡充が、東日本大震災の誘因になったか」の回答

以上より、寄付控除制度と、4月の拡充が東日本大震災以降の寄付行動に及ぼした政策効果を要約すると、寄付金控除の拡充(上限の引上げ)が東日本大震災以降の寄付行動に及ぼした効果は小さく、不必要な政策だった。寄付金控除は寄付促進効果を持つものの、税収を減少させるマイナス面に留意すべき。よって、寄付金控除の高所得者層に対する寄付促進効果と、控除による税収減少の大小関係を詳細に比較する必要があり、次節でこれを実証分析を用いて検証する。

5. 寄付金控除と4月の拡充の効果：実証分析による検証

5.1 寄付税制の効率性：実証分析の意義

寄付を税制上優遇すれば、ボランティアグループやNPO等に対する寄付が増加して、民間非営利セクターによる公共サービスの供給が増加するメリットがある。一方で、寄付を税制上優遇することで税制が減少して、公共セクターによる公共サービスの供給が減少するというデメリットがある⁷。よって、寄付税制を評価するためには、以上のメリットとデメリットの大小関係を評価する必要があり、定量的な分析が必要となる。すなわち、寄付優遇税制により税収が1円減少した時に、寄付額が1円以上増加すれば、寄付促進効果というメリットが税収の減少というデメリットを上回るので寄付優遇税制は正当化され、効率的であると評価できる。一方で、寄付額の増加が1円未満であれば、寄付促進効果というメリットが税収の減少というデメリットを下回るため、非効率的と評価されて寄付優遇税制は正当化されない。そして、この効率性は寄付支出の租税価格に対する価格弾力性で評価することができる。すなわち、寄付支出の価格弾力性が-1を絶対値で上回ることが効率性の定義であり、寄付税制を正当化する条件である。

⁷ 山内(1997)は、このような税制を利用した事実上の補助金支出を租税支出(tax expenditure)と定義している。

以下では、実証分析によって寄付金控除と、東日本大震災以降の4月の拡充(上限の引上げ)の政策効果を定量的に評価する。

5.2 実証分析とデータ

被説明変数を寄付支出額(KIFU)、説明変数を租税価格(P)と所得(Y)とした、標準的な寄付支出関数を最小二乗方(OLS)で推計する。対数線形化された以下の(1)式を基本モデルとして、寄付の租税価格と所得の弾力性を推計する。

$$\ln KIFU_i = c + \alpha \ln P_i + \beta \ln Y_i \quad (1)$$

なお、 α は寄付の価格弾力性、 β は寄付の所得弾力性である。そして、寄付金控除と4月の拡充の政策効果を検証するためにダミー変数を用いて、以下の(2)～(6)式のように基本モデルを拡張した。ダミー変数は本アンケート調査の回答に基づいており、概要は以下の通りである。なお、参考として性別の影響を見るために性別ダミーも設けている。

- D1: 「寄付金控除制度の存在 (Q8-1)」の設問の「知っていた」と「ある程度知っていた」の回答に1を、それ以外に0
- D2: 「寄付金控除制度の今年4月の法改正による上限引上げ (Q8-3)」の設問の「知っていた」と「ある程度知っていた」の回答に1を、それ以外に0
- D3: 「寄付金控除制度が、東日本大震災の寄付の誘因になった(Q9-1)」の設問の「そう思う」と「ある程度そう思う」の回答に1を、それ以外に0
- D4: 「寄付金控除の今年4月の上限引上げが、東日本大震災の寄付の誘因になった(Q9-2)」の設問の「そう思う」と「ある程度そう思う」の回答に1を、それ以外に0
- (参考)D0: 男性を0、女性を1とした性別ダミー

D1 と D2 は寄付金控除制度に対する認知を表わし、D3 と D4 は寄付金控除制度による寄付行動の変化、すなわち政策効果を表わすダミー変数である。ダミー変数を租税価格の係数ダミーとして、ダミー変数の有意性によって寄付税制の政策効果を評価する。

(2)式は、基本モデルに租税価格の係数 η_1 と D1 の交差項を加えて、「寄付金控除制度の存在」の認知の影響を検証したものである。

$$\ln KIFU_i = c + \alpha \ln P_i + D1 * \eta_1 \ln P_i + \beta \ln Y_i \quad (2)$$

(3)式は、(2)式を拡張したものである。租税価格の係数 η_2 と D1 の交差項に D3 を加えて、「寄付金控除制度の存在」を認知しており、かつ、それが「東日本大震災の寄付の誘因になった」かどうかを検証したものである。

$$\ln KIFU_i = c + \alpha \ln P_i + D1 * D3 * \eta_2 \ln P_i + \beta \ln Y_i \quad (3)$$

(4)式は、基本モデルに租税価格の係数 η_3 と D2 の交差項を加えて、「寄付金控除制度の今年4月の法改正による上限引上げ」の認知の影響を検証したものである。

$$\ln KIFU_i = c + \alpha \ln P_i + D2 * \eta_3 \ln P_i + \beta \ln Y_i \quad (4)$$

(5)式は、(4)式を拡張したものである。租税価格の係数 η_4 と D2 の交差項に D4 を加えて、「寄付金控除制度の今年4月の法改正による上限引上げ」を認知しており、かつ、それが「東日本大震災の寄付の誘因になった」かどうかを検証したものである。

$$\ln KIFU_i = c + \alpha \ln P_i + D2 * D4 * \eta_4 \ln P_i + \beta \ln Y_i \quad (5)$$

最後に、参考として性別の影響を明らかにするために、租税価格の係数 η_5 と性別ダミーである D0 の交差項を加えた(6)式を推計する。

$$\ln KIFU_i = c + \alpha \ln P_i + D0 * \eta_5 \ln P_i + \beta \ln Y_i \quad (6)$$

使用するデータは以下の通りである。まず、1人当り寄付支出額は本アンケートの設問項目の「義援金」、「ふるさと納税」、「支援金(財務省認定の認定NPO、赤い羽根募金)」、「領収書等が発行されない寄付」の合計であり、Q1~4の合計金額に該当する。本アンケートの設問項目 Q12の「あなた自身の2010年の1年間の所得金額」の所得金額を給与収入と見なした。寄付の租税価格は、日本のように寄付支出を課税所得から控除できる所得控除制度の下では、(1 - 限界税率)と定義できる。限界税率は課税所得に依存しており、税法上に規定されているものを使用した。給与収入を課税所得に変換する方法は以下の通りである。まず、給与収入を税法に従って給与所得控除を適用できるように給与所得に変換する。次に、給与所得を課税所得に変換する方法は以下の通りである。税務統計の第1総括表には合計所得階級別の課税所得(総額)が掲載されており⁸、これを階級の人数で割れば、階層別の平均的な課税所得が算出できる。そして、本稿では合計所得階級を給与所得階級と見なして給与所得

⁸ 詳細は <http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/shinkokuhyohon2010/hyouhon.htm> 参照。

を課税所得に変換した。次に、以下の表5 - 3の税率表を用いて、それぞれの回答者の課税所得に対応する限界税率を求めた。なお、実証分析では全サンプルから寄付支出が0円のものを除いた792のクロスセクション・データを使用した⁹。

本章では、アンケート調査で得られた所得金額を給与収入とみなした。給与収入に税法上で適用される給与所得控除を差し引くことで給与所得が算出される。給与所得を課税所得に対応させる方法として、『申告所得税の実態(国税庁):平成22年』における「第1表:総括表」を利用することにした¹⁰。「総括表」には、所得階級別の合計所得と課税所得の合計額が掲載されている。合計所得と課税所得の合計額を階級別の人員で割ることで、階級別の1人あたりの平均所得と平均課税所得が計算される。この平均所得を給与所得とみなすと、給与所得に対応する課税所得がえられる。これらによってアンケートで入手している結果から計算されている給与所得に対応する課税所得をえることができる。この作業を通じて、アンケート調査結果からえられる所得データに対応する限界税率(租税価格)を計算した。

表6 寄付金控除の認知度とその効果に関する質問の回答

課税所得金額	限界税率	租税価格
195万円以下の金額	5%	95%
195万円を超える金額	10%	90%
330 //	20%	80%
695 //	23%	77%
900 //	33%	67%
1,800 //	40%	60%

注記: 寄付支出をおこなわなかった回答者を除いている

5.3 実証結果

(1)~(6)式の推計結果は以下の表7に記されている。まず、基本モデルである(1)式の推計結果より、寄付の租税価格の係数 α は-3.213($p<0.01$)、所得の係数 β は0.065($p<0.05$)と、いずれも有意となっている。対数線形化された式を推計しているため、推計値は弾力性を示している。すなわち、租税価格が1円減少すれば、寄付支出は3.213円増加することを意味しており、租税価格の係数が-1を絶対値で上回っているため寄付税制は効率的であり、寄付控除制度は正当化できると言えよう。

次に、(2)式の推計結果より、寄付の租税価格の係数 α は0.458($p>0.05$)と有意ではないが、所得の係数 β は0.065($p<0.05$)と有意である。そして、D1の係数 η_1 は-5.537($p<0.01$)と有意であり、これは(1)式の租税価格の係数(-3.213)より絶対値で大きい。すなわち、「寄付金控除制度の存在」の認知は寄付支出の価格弾力性を高めることが示された。

次に、(3)式の推計結果より、寄付の租税価格の係数 α は-3.132($p<0.01$)、所得の係数 β は

⁹ 0は対数線形化ができないので、所得が0円のもの1円と置き換えている。

¹⁰ 『申告所得税の実態』の総括表は事業所得等のデータを含んでいるので、厳密には合計所得階級と給与所得階級は異なる。

0.065(p<0.05)と、いずれも有意である。しかし、D1とD3の交差項の係数 η_2 は有意ではない。すなわち、寄付金控除制度の存在を認知している回答者は、それが東日本大震災の寄付の誘因となっていないことが示されている。

次に、(4)式の推計結果より、寄付の租税価格の係数 α は-2.702(p<0.01)、所得の係数 β は0.063(p<0.05)でいずれも有意である。そして、D2の係数 η_3 も-6.539(p<0.01)と有意であり、寄付の租税価格の係数の合計(-9.241)の絶対値は、(1)式の租税価格の係数(-3.213)より大きい。すなわち、「寄付金控除制度の今年4月の法改正による上限引上げ」の認知は寄付支出の価格弾力性を高めることが示された。

次に、(5)式の推計結果より、寄付の租税価格の係数 α は-3.265(p<0.01)、所得の係数 β は0.065(p<0.05)と、いずれも有意である。しかし、D2とD4の交差項の係数 η_4 は有意ではない。すなわち、「寄付金控除制度の今年4月の法改正による上限引上げ」の存在を認知している回答者は、それが東日本大震災の寄付の誘因とはなっていないことが示されている。

最後に、参考として性別ダミーの影響を(6)式の推計結果より見ていこう。寄付の租税価格の係数 α は-3.110(p<0.01)、所得の係数 β は0.081(p<0.01)で、いずれも有意である。そして、D0の係数 η_5 は-4.729(p<0.01)と有意であり、男性よりも女性の方が寄付支出の価格弾力性が高い。

表7 実証結果

	(1)式	(2)式	(3)式	(4)式	(5)式	(6)式
C	7.531 (0.000) **	7.608 (0.000) **	7.531 (0.000) **	7.541 (0.000) **	7.530 (0.000) **	7.322 (0.000) **
Y	0.065 (0.012) *	0.065 (0.011) *	0.065 (0.012) *	0.063 (0.014) *	0.065 (0.012) *	0.081 (0.002) **
P	-3.213 (0.001) **	0.458 (0.695)	-3.132 (0.001) *	-2.702 (0.005) **	-3.265 (0.001) **	-3.110 (0.001) **
P*D1		-5.537 (0.000) **				
P*D1*D3			-0.692 (0.697)			
P*D2				-6.539 (0.001) **		
P*D2*D4					2.244 (0.520)	
P*D0						-4.729 (0.002) **
Adjst R-sq	0.038	0.070	0.039	0.052	0.039	0.050

注記：**は有意水準1%(p<0.01)、*は有意水準5%(p<0.05)で「推定値は0」とする帰無仮説を棄却し、()内にはp値が記されており、Adjst R-sqは自由度修正済み決定係数である

5.4 実証結果の考察

ここでは、本稿の実証分析によって推計した東日本大震災時の寄付支出の租税価格と所得の弾力性を他の先行研究と比較し、平常時のものと比較する。さらに、寄付金控除制度と4月の拡充が東日本大震災時の寄付行動に及ぼした政策効果についても整理する。

まず、前掲の表7より、本稿で推計した東日本大震災時の寄付支出の租税の価格弾力性の値は概ね

-2.70 から-3.27 の範囲にあり、所得弾力性の値は0.06 から 0.08 の範囲にある。日本の代表的な先行研究である山内(1997)は、以下の表 8 より、価格弾力性は-1.7、所得弾力性は0.23 と推計した。この実証分析は税務統計(申告所得税標本調査)を用いているものの、本稿の価格弾力性の推計値はこれより絶対値で高い。参考までに、アメリカの同様の研究で内国歳入庁のデータを用いたものを見ても、価格弾力性は-1.09 から-1.11、所得弾力性は0.67 から 0.76 の狭い範囲にあり、山内(1997)とほぼ同様の値となっている。これらの先行研究は平常時の推計値なので、東日本大震災時のような特殊ケースでは寄付の価格弾力性は高くなることが示唆される。ただし、アメリカと異なり、日本の寄付行動の実証分析は少なく、平常時と大災害時のような非常時を区別することも重要となろう。

表 8 主要な先行研究の推計値

論文	価格弾力性	所得弾力性
山内(1997)	-1.7	0.23
Feldstein and Taylor (1976)	-1.09	0.76
Auten, Gilke and Randolph (1992)	-1.11	0.67

次に、寄付控除制度と、4月の拡充の政策が東日本大震災時の寄付行動に及ぼした政策効果を整理する。(2)と(4)式の推計結果より、寄付控除制度や4月の拡充を認知しているような、社会に関心がある回答者は租税の価格弾力性が高い。しかし、(3)と(5)式の実証結果より寄付控除制度と4月の拡充は東日本大震災時の寄付行動に有意な影響を及ぼさなかった。これは4.2節のアンケート調査結果と整合的であり、寄付金控除と4月の拡充が東日本大震災時の寄付行動に影響を及ぼさなかった、とする結論を支持している。しかし、寄付税制を認知している回答者は、社会への関心が高いと解釈できるので、社会への関心が東日本大震災時の寄付の大きな誘因であると解釈できる。したがって、4月の寄付控除の拡充という促進政策がなくても、東日本大震災時の寄付行動は影響を受けなかったと言える。さらに、税収を減少させるという意味で4月の拡充政策は不必要な政策であったと言える。

6. 結論

本稿は、寄付金控除と、東日本大震災を契機とした翌4月の寄付控除の拡充(上限の引上げ)が東日本大震災の寄付行動に及ぼした影響について、アンケート調査を基に検証したものである。その結果、東日本大震災のような非常時において、寄付金控除と震災直後の4月の寄付控除の拡充は寄付を促進させなかったことを明らかにした。したがって、4月の寄付控除の拡充という寄付の促進政策がなくても、東日本大震災時の寄付行動は影響を受けなかったと考えられる。税収を減少させるという意味で4月の拡充政策は不必要な政策であったと言えよう。

参考文献

加藤慶一(2010)「NPOの寄付税制の拡充について」『レファレンス』平成22年8号国立国会図書館調査及び立法考査局。

日本ファンドレイジング協会(2011)『寄付白書2010』日本経団連出版。

山内直人(1997)『ノンプロフィットエコノミー』日本評論社。

Auten, Gerald E., James M. Click and William C. Randolph (1992) “The Effects of Tax Reform on Charitable Contributions,” *National Tax Journal*, Vol.45.

Feldstein, Mand A. Taylor (1976) “The Income Tax and Charitable Contributions,” *Econometrica*, Vol.44, No.6.

付録：東日本大震災に際しての寄付についてのアンケート調査票

(1) Q1～Q4では、あなた自身が行った寄付の金額について伺います。

震災向け寄付には4種類(義援金[日本赤十字社と、中央共同募金会(以下、赤い羽根募金)の義援金の窓口分など]、 地方団体への寄付[ふるさと納税]、 NPO 団体への支援金、 その他[領収書等が発行されない街頭募金、お店に設置された募金箱等])があります。以下のQ1～Q4では、あなた自身が行った4種類ごとの寄付の金額について伺います。

赤い羽根募金には「義援金」と「支援金」の窓口があります。「義援金」は、被災された方々の生活再建のために直接届けられるお見舞い金です。「支援金」は、被災者を支えるボランティアグループやNPOの活動を支えるためのお金です。「義援金」としての寄付金額をQ1で、そして「支援金」としての寄付金額をQ3で、それぞれご記入下さい。

Q1：義援金(銀行の窓口や、会社・各種団体などを通じた日本赤十字社、赤い羽根募金[義援金の窓口分]への寄付)として、振り込みの控えなどを受け取ったものの寄付の金額を伺います。

(桁数の入力にご注意下さい) 寄付していない方は「0」を入力して下さい。

()円

Q2：ふるさと納税を通じた地方団体への寄付金の金額を伺います。

(桁数の入力にご注意下さい) 寄付していない方は「0」を入力して下さい。

()円

Q 3 : **支援金** (財務省指定の 4 つの認定 NPO 、 赤い羽根募金 [支援金の窓口分 (災害ボランティア・NPO 活動サポート募金)]) として、振り込みの控えなどを受け取ったものの寄付の金額を伺います。

現在の認定 NPO は、「ピープルズ・ホープ・ジャパン」、「世界の子どもにワクチンを日本委員会」、「難民支援協会」、「100 万人のふるさと回帰・循環運動推進・支援センター」

(**桁数の入力にご注意下さい**) 寄付していない方は「0」を入力して下さい。

() 円

Q 4 : 上記 Q 1 ~ Q 3 以外で、領収書等が発行されない寄付 (例 : 街頭募金、お店に設置された募金箱、インターネットの利用 [クリック募金等] など) の金額を伺います。

(**桁数の入力にご注意下さい**) 寄付していない方は「0」を入力して下さい。

() 円

【Q1 ~ Q4 で一画面】

(2) Q 5 ~ Q 7 では、寄付をおこなった場所・方法や、あなた自身の寄付に対する意識について伺います。

Q 5 : 東日本大震災に際して寄付を行った場所・方法別の寄付金額について伺います。

(それぞれ 1 つずつ選択)

選択肢 : (なし) (¥ 1 ~ ¥ 4 9 9) (¥ 5 0 0 ~ ¥ 9 9 9) (¥ 1 , 0 0 0 ~ ¥ 1 , 9 9 9) (¥ 2 , 0 0 0 ~ ¥ 4 , 9 9 9) (¥ 5 , 0 0 0 ~ ¥ 9 , 9 9 9) (¥ 1 0 , 0 0 0 ~ ¥ 1 9 , 9 9 9) (¥ 2 0 , 0 0 0 ~ ¥ 4 9 , 9 9 9) (¥ 5 0 , 0 0 0 ~ ¥ 9 9 , 9 9 9) (¥ 1 0 0 , 0 0 0 ~)

日本赤十字社、赤い羽根共同募金、自治体、NPO 団体などの窓口 (現金持参)

銀行や郵便局 (実店舗) の窓口・ATM の利用 (現金振込み)

インターネット (パソコン・携帯等) の利用 (現金振込み、クレジットカード利用、ポイント寄付、クリック募金など)

街頭募金

お店に設置された募金箱

会社・各種団体を通じて

購入代金の一部が寄付される商品の購入

チャリティ・イベントでの寄付

その他

Q 6 : あなたの周りの方 (世帯または家族 [親・子・兄弟姉妹]、知人、職場、取引先) の今回の東日本大震災や、これまでの自然災害での被災経験 (人的・物的被害) の有無について伺います。(それぞれ 1 つずつ選択)

選択肢 : (東日本大震災で被災した) (その他の自然災害で被災した) (両方で被災した) (被災経験はない) (わからない)

あなたの世帯

あなたの家族 (非同居)

あなたの親族 (非同居)

あなたの友人、知人

勤め先の工場・事業所

勤め先の取引先

Q 7 : あなた自身の過去 1 年の社会貢献活動と、おおよその頻度について伺います。(それぞれ 1 つずつ選択)

選択肢 : (週 1 回以上) (月 1 回以上) (半年で 1 回以上) (年 1 回以上) (全く活動しない)

自治会・町内会活動

地域の環境・美化活動

子ども・青少年育成活動

国際協力・交流活動

保健・医療・福祉活動

災害支援活動 (東日本大震災を含む)

(3) Q 8 ~ Q 9 では、**寄付の税制優遇**について伺います。

「特定寄付金 (国、地方公共団体や日本赤十字社、報道機関等への直接寄付)」に関しては、寄付金控除の対象となり、所得税及び住民税の税務上の優遇が受けられます。特に今年 2011 年 4 月からは、所得控除の限度額が 40% から 80% に引き上げられるなど、**上限の引き上げ**がありました。さらに、東日本大震災の被災者支援活動を行う認定 NPO 法人 (現在、財務省認定の 4 つの NPO 法人) に対する寄附金について、**税制上の優遇措置**の適用を受けることができるようになりました。これらの制度の拡充の影響について伺います。

寄付金控除制度：納税者が国や地方公共団体、特定公益増進法人など一定の団体に対し、寄附金を支出した場合に、所得控除を受けることができる制度。但し街頭募金などは対象外。以下の a)、b) のいずれか低い金額から 2000 円を控除した額が総所得金額から控除され、寄付を証明する領収書等を添付して確定申告をすることで、支払った税金が還付される。

a) その年に支出した特定寄付金の額の合計額

b) その年の総所得金額等の 80% 相当額 (4 月の改正で、40% から引き上げられた)

税制優遇での減税額（試算例）

年収		500万円	700万円	1,000万円
寄付金額	1万円	0.53万円	0.56万円	0.56万円
	5万円	3.37万円	4.56万円	4.56万円
	10万円	4.37万円	6.73万円	9.04万円

夫婦共働き、または単身世帯で、高校生以上の子供がいない世帯での試算例。

他の前提条件によって減税額は異なります。

（資料）日本経済新聞

Q 8：寄付金控除制度について、伺います。（それぞれ1つずつ選択）

選択肢：（知っていた）（ある程度知っていた）（あまり知らなかった）（知らなかった）

寄付金控除制度の存在

寄付金控除制度の具体的な内容

寄付金控除制度の今年4月の法改正による上限の引き上げ

寄付金控除制度の今年4月の法改正による上限の引き上げの具体的な内容

寄付金控除制度の今年4月の法改正による認定NPO法人への寄付金の税制上の優遇措置

寄付金控除制度の今年4月の法改正による認定NPO法人への寄付金の税制上の優遇措置
の具体的な内容

寄付金控除の具体的な手続き

Q 9：寄付金控除制度について、あなた自身の考えを伺います。（それぞれ1つずつ選択）

選択肢：（そう思う）（ある程度そう思う）（あまり思わない）（そう思わない）（制度を知らなかったため該当しない）（寄付を行っていないため該当しない）

寄付金控除制度が、東日本大震災の寄付の誘因になった

寄付金控除の今年4月の上限の引き上げが、東日本大震災の寄付の誘因になった

寄付金控除の今年4月の認定NPO法人への寄付金の税制上の優遇措置が、東日本大震災の寄付の誘因になった

（本アンケートではじめて）寄付金控除の今年4月の上限の引き上げを（詳しく）知り、
このことが今後のさらなる寄付の誘因になる

寄付金控除の今年4月の上限の引き上げを知り寄付を行ってきたため、今後のさらなる
寄付の予定はない

（本アンケートではじめて）寄付金控除制度の今年4月の認定NPO法人への寄付金の税制上の優遇措置を（詳しく）知り、このことが今後のさらなる寄付の誘因になる

寄付金控除の今年4月の認定 NPO 法人への寄付金の税制上の優遇措置を知り寄付を行ってきたため、今後のさらなる寄付の予定はない
確定申告をして所得税や住民税の優遇措置を受けたい
優遇措置を受けたいが、領収書などがいないため優遇措置が受けられない
寄付金を節税に利用するのは信条に反する

(4) Q10～Q11では、あなた自身の今後の寄付の予定と、震災関連の政策に対するお考えについて、伺います。

Q10：あなた自身が東日本大震災に関して今後予定している寄付の金額を伺います。
(桁数の入力にご注意下さい) 寄付の予定のない方は「0」を入力して下さい。
()円

Q11：震災復興財源について、あなた自身の考えをお聞かせ下さい。

選択肢：(賛成)(ある程度賛成)(どちらとも言えない)(あまり賛成できない)(反対)

子ども手当の減額又は中止

高速道路の無料化中止

高校授業料の無償化中止

農家戸別補償の中止

年金の国庫負担分の繰り入れ

法人税引き下げの中止又は増税(復興税、連帯税など)

消費税の増税

所得税の増税(復興税、連帯税)

震災復興国債の発行(既存のものとは別勘定)

一般会計予算の見直し、削減

(5) Q12～Q15では、あなた自身および、あなたの配偶者の所得と資産について伺います。

Q12：あなた自身の2010年の1年間(1～12月)のおおよその所得金額を伺います。

公的年金は含みますが、一時的な収入等は除きます

一時的な収入等とは、退職金、不動産や株式の譲渡利益、上場株式の配当金、預貯金の利子収入、その他金融商品の収益、生命保険等の満期受取金、懸賞の当選金、競馬競輪競艇の収益金などを言います。

(桁数が万円単位になっています。ご注意ください) 所得のない方は「0」を入力して下さい。

()万円

Q 1 3 : あなたの**配偶者**の 2010 年の 1 年間(1 ~ 12 月)のおおよその所得金額を伺います。

公的年金は含みますが、一時的な収入等 は**除きます**

一時的な収入等とは、退職金、不動産や株式の譲渡利益、上場株式の配当金、預貯金の利子収入、その他金融商品の収益、生命保険等の満期受取金、懸賞の当選金、競馬競輪競艇の収益金などを言います。

(桁数が万円単位になっているので、ご注意ください)

配偶者に所得のない方と、**配偶者**のいない方は「0」を入力して下さい。

()万円

Q 1 4 : 2010 年の 1 年間(1 ~ 12 月)のあなたと配偶者の一時的な収入等 のおおよその**合計**金額を伺います。

合計金額を伺います。

一時的な収入等とは、退職金、不動産や株式の譲渡利益、上場株式の配当金、預貯金の利子収入、その他金融商品の収益、生命保険等の満期受取金、懸賞の当選金、競馬競輪競艇の収益金などを言います。

(桁数が万円単位になっているので、ご注意ください)

一時的な収入等のない方は「0」を入力して下さい。

()万円

Q 1 5 : あなたと配偶者の現時点でのおおよその金融資産額 の**合計**を伺います。

(桁数が万円単位になっているので、ご注意ください)

金融資産とは預貯金、金銭信託・貸付信託・投資信託、債券、株式、その他金融商品です。なお、不動産は除きます。

()万円

【Q12~Q15 で一画面】

アンケート対象

- ・ 総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(平成 22 年 3 月 31 日現在)」での 20 代 ~ 70 代を対象に、年代別・性別で按分。

	20代	30代	40代	50代	60代・70代
男	7.5%	9.8%	8.7%	8.6%	15.0%
女	7.2%	9.4%	8.5%	8.6%	16.9%
				合計	100.0%
	20代	30代	40代	50代	60代・70代
男	75	98	87	86	150
女	71	93	85	86	169
				合計	1,000

以上